3　Ⅰ3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパキスタン・イスラム共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパキスタン・イスラム共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

4　パキスタン・イスラム共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパキスタン・イスラム共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

5　パキスタン・イスラム共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画Ⅰ及び計画Ⅱ（以下合わせて「計画」という。）のために使用されること。

(b)　借款Ⅰに基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画Ⅰの実施に従事する者及びパキスタン・イスラム共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款Ⅰに基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

6　パキスタン・イスラム共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

7　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年一月二十一日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国駐在
日本国特命全権大使　渥美千尋

パキスタン・イスラム共和国
経済・統計省経済担当次官　ハリーム・ファザル・シブテン閣下

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年一月二十一日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国
経済・統計省経済担当次官　ハリーム・ファザル・シブテン

パキスタン・イスラム共和国駐在
日本国特命全権大使　渥美千尋閣下

○農林水産省告示第三百九十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十三年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲は、別表一の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、二類及び七類の麦でビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては別表二の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとし、一類から四類まで、六類及び七類の麦で種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては別表三の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

別表一

一類

農業災害補償法第百六条第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
東京都、新潟県、福井県、大阪府、和歌山県、鳥取県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	二八円　二一円　一四円（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当する者が耕作の業務を営む耕地に係る麦（以下「特定麦」という。）にあっては、四八円　三一円　三四円　二八円　二一円　一四円）
石川県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、四九円　四二円　三五円　二八円　二一円　一四円）
富山県、静岡県及び京都府の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五〇円　四三円　三六円　二八円　二一円　一四円）
千葉県、奈良県及び岡山県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五一円　四三円　三五円　二八円　二一円　一四円）
徳島県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五二円　四四円　三六円　二八円　二一円　一四円）
茨城県、山口県及び長崎県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五三円　四五円　三七円　二八円　二一円　一四円）
岩手県、山形県及び島根県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五四円　四五円　三六円　二八円　二一円　一四円）
青森県、福島県、神奈川県、山梨県及び愛媛県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五六円　四七円　三八円　二八円　二一円　一四円）
秋田県、長野県、広島県及び熊本県の区域	二八円　二一円　一四円（特定麦にあっては、五七円　四七円　三七円　二八円　二一円　一四円）
宮城県の区域	三一円　二三円　一六円（特定麦にあっては、六二円　五二円　四二円　三一円　二三円　一六円）
岐阜県の区域	三三円　二五円　一七円（特定麦にあっては、六一円　五二円　四三円　三三円　二五円　一七円）
三重県の区域	三五円　二六円　一八円（特定麦にあっては、六二円　五三円　四四円　三五円　二六円　一八円）